

令和7年11月4日

福津市長 福井崇郎様

福津市下水道事業運営審議会
会長 青谷勇

適正な下水道使用料のあり方について（答申）

令和6年8月26日付6福下第237号にて貴職から諮問を受けた適正な下水道の使用料のあり方について、本審議会において審議を重ねました。その結果について、次のとおり答申します。

1 はじめに

下水道は公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全等、日常生活に欠かすことのできない都市基盤である。福津市では下水道整備が概ね完了して下水道普及率は99.7%に達しており、市内ほぼ全域で下水道を使用できる状態となったことはこれまでの事業運営の成果であると評価できる。一方、経営面においては、事業に要する経費は事業収入で賄うという独立採算制の原則があるにも関わらず、使用料収入で不足する分を一般会計からの繰入金で補填することが常態化しているという課題が残っている。令和5年度に改定された「福津市公共下水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）において、これらの状況を改善し自立した事業経営を実現するために、適正な下水道使用料のあり方について検証する必要があると結論付けている。

これを踏まえ、諮問を受けた適正な下水道使用料のあり方について、本審議会で令和6年度から令和7年度にかけて慎重に検討・審議を重ねた結果をここに答申するものである。

2 答申内容

下水道使用料を、次の通り改定することが適当である。

(税抜)

区分	単価 【現行】	単価 【改定案】
基本使用料	780 円	923 円
従量使用料 (1 m ³ あたり)	~10 m ³	65 円
	11~20 m ³	153 円
	21~30 m ³	160 円
	31~50 m ³	200 円
	51~100 m ³	230 円
	101 m ³ 以上	260 円

3 答申に至った経緯

(1) 福津市公共下水道事業の現状と今後の見通しについて

市の下水道は平成20年度以降に集中整備が進められ短期間で普及率が急上昇した一方で、整備に伴い発行した企業債の償還が集中しており、経営に大きな負担を与えていた。また、受益者負担金を徴収していないことも普及率の拡大に寄与した一方、資金不足の一因となっている。本来、下水道事業の維持管理費と資本費は使用料収入で賄うべきであるが、使用料収入では不足する分を一般会計から補填しながら経営を維持する状況が続いている。経営戦略によると、普及率の拡大や人口増加に伴い使用料収入は増加を続けているが、それ以上に償還金の負担が増加する見込みである。また、物価・エネルギー費の高騰で維持管理費が増大することや、金利の上昇による資本費の増加も予想される。さらに、ストックマネジメント計画に基づき老朽化する設備の更新が予定されているが、全国的な下水道施設に起因する事故の状況を踏まえると、老朽化対策は計画的に、確実に実施していく必要がある。

これらの状況を鑑み、今後も安全・安心な下水道施設の運営を継続し、かつ自立した下水道経営を実現するためには、下水道使用料を改定することが必要であると判断した。

(2) 使用料算定期間について

使用料算定期間は3年から5年程度で設定することが一般的である。今回は使用料算定期間を令和9年度から令和13年度の5年間に設定した。

(3) 改定率について

使用料算定期間中の資金不足額は約30億円と見込まれており、これを解消する手段としては繰入金での補填、下水道使用料の改定および資本費平準化債の発行が考えられる。審議会では、独立採算制の原則から可能な限り繰

入金ではなく下水道使用料と資本費平準化債で解消すべきと判断し、その割合について以下の観点から審議を行った。

① 繰入金比率について

総収入における繰入金の割合を示す繰入金比率について比較すると、福津市が27%、同規模団体平均は19%である。将来的に同規模団体と同水準に下げることが望ましい。

② 企業債残高対事業規模比率について

事業規模（主に使用料収入）に対する企業債残高の割合を示す企業債残高対事業規模比率について比較すると、福津市が1,469%、同規模団体平均は814%であり、顕著な差が発生している。これは、先述の通り短期間に集中して下水道整備を進めた結果、財源である企業債の発行も集中したためである。この比率も、将来的には同規模団体と同水準に下げることが望ましい。

この2点から検討した結果、将来的にこれらの経営指標を同規模団体平均と同水準まで下げるためには、資金不足額の3割を使用料で、残りの7割を資本費平準化債で解消することが妥当であると判断した。これを使用料改定率に置き換えると、18.3%の改定率となった。

（4） 使用料体系について

使用料体系は、現行の基本使用料と使用水量に応じた従量使用料の二部制を維持するものとする。収入構造の安定化の観点からは基本使用料の比重を高くすることが望ましいが、少量使用者の負担が大きくなることが懸念される。市民生活に過度な負担が生じないよう配慮し、どの水量区分においても改定率が公平となるよう、基本使用料と従量使用料をそれぞれ18.3%改定することとしている。

（5）改定時期について

早期の経営改善を実現するためにはすみやかに改定することが望ましいが、使用者に対する十分な周知期間を確保するために、令和9年3月使用分からの改定が妥当であると判断する。

4 附帯意見

（1）効率的な事業運営について

本答申では下水道使用料の改定を行うべきと結論付けているが、更なる経営改善の推進のために、今後も水洗化率の向上に努め使用料収入の確保を図るとともに、不要な経費の削減や民間活力の活用などを検討し、効率的な事業運営に努められたい。

（2）使用者への周知について

下水道使用料の改定は使用者の生活に及ぼす影響が大きいため、十分な周知を行うことが望ましい。下水道使用料の改定内容、改定根拠にとどまらず、事業概要、経営状況、経営改善に向けた取り組みなどについても理解を得られるよう、丁寧な説明に努められたい。

（3）下水道使用料の定期的な検証について

先述の通り、今回の使用料改定は令和9年度から令和13年度を算定期間としたものであり、それ以降の経営状況については引き続き検証を行う必要がある。今後も物価の上昇や施設の老朽化が想定されるため、健全な事業経営のためには、3年から5年を目安に定期的な使用料の検証を行うことが必要である。

(参考) 福津市下水道事業運営審議会委員名簿 (五十音順、敬称略)

会長 青谷 勇

秋山 伸彦

荒川 貴典

井上 惣一郎

副会長 近藤 春生

田畠 博規

富松 享一

中尾 恭子

西村 豊子